

入管法	上陸許可	就労	在留資格名	本邦において行うことのできる活動	該当例	在留期間	外国人数		増減 (a)－(b)	R6 構成比
							R6. 12. 31現在 (a)	R5. 12. 31現在 (b)		
第一の三		就労不可	文化活動	収入を伴わない学術上、芸術上の活動	日本文化の研究者	3年、1年、6月又は3月	24	21	3	0.05%
			短期滞在	短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親善訪問、業務連絡	観光、会議参加者	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間	－	－	－	－
第一の四	要省令基準適合	就労不可	留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校等の学生	法務大臣が個々に指定する期間（4年3月を超えない範囲）	2,045	1,551	494	4.36%
			研修	本邦の公私の機関において技術、技能または知識を習得する活動	研修生	1年、6月又は3月	29	17	12	0.06%
			家族滞在	前記の在留資格（外交、公用、特定技能1号、技能実習、短期滞在及び研修を除く。）をもつ者の家族の日常活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	1,719	1,521	198	3.67%
第一の五		個別	特定活動	法務大臣が個々に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	2,709	1,882	827	5.78%
法別表第二		活動制限なし	永住者	法務大臣が永住を認める者		無制限	14,198	14,247	▲ 49	30.31%
			日本人の配偶者等	日本人の配偶者、特別養子、日本人の子として出生した者		5年、3年、1年又は6月	3,335	3,305	30	7.12%
			永住者の配偶者等	永住者の配偶者、永住者の子として出生した者		5年、3年、1年又は6月	522	528	▲ 6	1.11%
			定住者	法務大臣が特に認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	3,803	3,833	▲ 30	8.12%
制限なし			特別永住者	平和条約国籍離脱者及びその子孫（入管特例法）		制限なし	1,802	1,848	▲ 46	3.85%
			その他	出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者、未取得者等			0	0	0	0.00%
合計							46,850	43,075	3,775	100.00%